

奈良県法定外税懇話会設置要綱

(目的)

第1条 奈良県法定外税懇話会（以下「懇話会」という。）は、各委員の専門的立場から幅広い意見を提供することにより、奈良県にとって望ましい法定外税の検討及び具体化を推進する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について、各委員の専門的立場から多角的な検討を行う。

- (1) 法定外税の導入に関する事項
- (2) 前項に掲げるもののほか、懇話会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、前条に掲げる事業に関して学識経験等を有する委員7名以内により構成する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は委員の中から互選により選出する。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は座長が召集し、これを主宰する。

- 2 懇話会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 座長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 4 懇話会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(事務局)

第6条 懇話会の事務局は、総務部税務課に置く。

(その他)

第7条 この設置要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が定める。

附 則

- 1 この設置要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以降最初に開かれる懇話会は、第4条第2項の規定にかかわらず総務部理事が召集する。

附 則

- 1 この設置要綱は、平成22年1月27日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に委員である者の任期は、改正後の要綱第3条第2項の規定にかかわらず、平成22年1月31日までとする。